

福祉医療費給付事業補助金交付要綱

(制定：平成30年3月29日付け29健福政第327号)

(最終改正：令和6年11月6日付け6健福政第160号)

(趣旨)

第1 この要綱は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の福祉の増進を図るため、市町村又はその委託を受けた長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行うこれらの者に対する療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）に関する事業（以下「福祉医療費給付事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、障害程度が3級以上に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）がB1以上に該当するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、障害等級が2級以上に該当するもの

エ アからウまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であつて国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（以下「65歳以上国民年金別表該当者」という。）

(3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満の者で高等学校その他別に定める施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「母子家庭の子」という。）

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等（以下「父母のない児童」という。）

(4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「父子家庭の子」という。）

(5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

(6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確

保法」という。)の規定に基づく医療等を受けることができる者(以下「後期高齢者医療被保険者」という。)に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

- (7) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書(柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に附随するものを除く。)をいう。

(種類、経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の種類並びにその対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

種 類	経 費	補 助 率
医療費補助金	乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等又は父子家庭の父子(これらの二以上に該当する者については、いずれか一に限る。以下「受給者」という。)が、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等(精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係るものを除く。)を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額(以下「費用額」という。)から次の各号に掲げる額を控除した額の全部又は一部について市町村が支出した経費 (1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合(高齢者医療確保法第48条に規定する広域連合をいう。)が負担する額 (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額 (3) 医療保険各法(国民健康保険法を除く。この号において同じ。)の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の規定を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、当該規定に基づき給付を受けることができる額 (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条第1項又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられているとき又はその他の保険給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、当該減ぜられている割合に相当する額又は当該給付を受けることができる額に相当する額 (5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、当該給付を受けることができる額に相当する額 (6) 他の法令等の規定に基づき、国、独立行政法人日本スポーツ振興センター又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受	2分の1以内

	ける額 (7) 診療報酬明細書等（別に定める医療費貸付制度の利用に係るものを除く。）ごとに500円（費用額から(1)から(6)までに規定する額を控除した額が500円に満たないときは、その額）	
事務費補助金	(1) 市町村が、保険医療機関等、国保連及び社会保険診療報酬支払基金長野支部に対し受給者の療養の給付等に関して行う事務で別に定めるものを委託したときに、当該委託に要した経費 (2) 国保連が、市町村から受託した(1)の事務を行うために必要なシステムの開発又は変更に要した経費及びこれに付随する経費で知事が認めたもの	2分の1以内
その他	災害等特別の事態が生じた場合に、市町村が支出した経費について別に定めるもの	2分の1以内

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の療養の給付等に係る経費については、補助金の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者
- (3) 次の表の左欄に掲げる受給者であつて、右欄に掲げる場合に該当するもの

左 欄		右 欄
ア 障害者 （出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）	身体障害者 手帳交付者のうち障害等級が2級以上の者	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年（1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下この表の障害者の項について同じ。）の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について、同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が、当該受給者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第7条に定める額を超える場合 (イ) 受給者の配偶者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）で当該受給者の生計を維持するもの（以下「生計維持者」という。）の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合
	療育手帳交付者	
	精神障害者 保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級の者	
	65歳以上国民年金別表該当者	
	身体障害者 手帳交付者のうち障害等級が3級の者	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年の所得に所得税が課せられている場合。この場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条の規定による扶養控除の額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として、所得税の

	精神障害者 保健福祉手 帳交付者の うち障害等 級が２級の 者	額を計算するものとする。 (イ) 生計維持者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第４条に規定する所得について、同令第５条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第２条第２項に定める額以上である場合
イ 母子家 庭の母子 等又は父 子家庭の 父子	母子家庭の 母又は父子 家庭の父	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年（１月から７月（市町村が定めるところによっては１月から１０月）までの療養の給付等については前々年。以下同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号）第３条に規定する所得について、同令第４条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。）が、当該受給者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第３条第１項に規定する児童をいう。以下同じ。）で当該受給者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、同令第２条の４第２項第１号に定める額以上である場合 (イ) 受給者の扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものの前年の所得の額が、当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第２条の４第７項に規定する額以上である場合
	母子家庭の 子又は父子 家庭の子	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年の所得の額が、当該受給者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第２条の４第７項に規定する額以上である場合 (イ) 受給者の母又は父の前年の所得の額が、これらの者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童でこれらの者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第２条の４第２項第１号に定める額以上である場合
	父母のない 児童	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者又は受給者の養育者の前年の所得の額が、これらの者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童でこれらの者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第２条の４第６項に規定する額以上である場合 (イ) 受給者の養育者の配偶者又は扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第２条の４第７項に規定する額以上である場合

（補助金交付の条件）

第４ 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更（事業費の額の30パーセント以内の変更を除く。）しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。

（申請書の様式、関係書類及び提出期限等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、福祉医療費給付事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉医療費給付事業計画書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (3) 補助事業に係る条例規則等

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更申請等の様式）

第6 第4の規定による承認の申請は、次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 福祉医療費給付事業変更承認申請書及び福祉医療費給付事業変更計画書
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 福祉医療費給付事業中止（廃止）承認申請書

（申請の取下書の様式）

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、福祉医療費給付事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実施状況報告）

第8 市町村長は、別に定めるところにより福祉医療費給付事業の実施状況を知事に報告するものとする。

（実績報告書の様式、関係書類及び提出期限等）

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、福祉医療費給付事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費給付事業精算書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

第10 補助事業者が、補助金の支払い（概算払いを含む。）を請求しようとするときは、福祉医療費給付事業補助金請求書を知事に提出して行うものとする。

（福祉医療費受給者台帳等）

第11 補助事業者は、市町村の場合にあつては、別に定める福祉医療費受給者台帳を作成し、国保連の場合にあつては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助金申請等に係る書類とともに、当該補助事業の実施に係る会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(財産処分の制限等)

第12 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、福祉医療費給付事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(申請書等の様式)

第13 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由)

第14 規則及びこの要綱の規定により、市町村長が知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所の長を経由するものとする。

附 則（29 健福政第 327 号）

この要綱は、平成30年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

附 則（元健福政第 364 号）

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（3 健福政第 101 号）

この要綱は、令和3年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

附 則（3 健福政第 276 号）

この要綱は、令和4年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

附 則（5 健福政第 278 号）

この要綱は、令和6年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

附 則（6 健福政第 160 号）

この要綱は、令和6年11月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。